

## 札幌市円山動物園公式ホームページ広告取扱要領

平成 19 年(2007 年) 8 月 22 日環境局理事決裁

### (目的)

第1条 この要領は、札幌市広告掲載要綱(平成 18 年 9 月 7 日市政推進室長決裁。以下「要綱」という。)及び札幌市広告掲載基準(平成 18 年 9 月 7 日市政推進室長決裁。以下「掲載基準」という。)の規定に基づき、札幌市円山動物園公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (2) 閲覧者 インターネットを通じて、ホームページを閲覧する者をいう。

### (広告の種類)

第3条 ホームページに掲載する広告(以下「広告」という。)は、バナー広告とする。

### (広告等の範囲)

第4条 要綱第5条及び掲載基準の規定は、広告のリンク先ホームページの内容についても適用するものとする。

### (広告の規格)

第5条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦 90 ピクセル × 横 230 ピクセル

形式 GIF・JPEG・PNG

データ容量 10KB 以下

### (広告の表現)

第6条 次の表現を含んだバナー広告は、禁止とする。

- (1) ボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等、閲覧者が入力や選択等の何らかの操作ができると誤解するおそれのあるもの
- (2) 札幌市の事業又は札幌市が推奨する事業もしくはそれに関連するものであると閲覧者が誤解するおそれのあるもの
- (3) アニメーション及び透過色を用いたもの

2 バナー広告に用いる画像には、次の各号により代替文字列を指定するものとする。

- (1) 先頭は「[広告]」の4文字とする。
- (2) 前号に続く文字列は、原則として、広告主名又は広告に表示されている文字列とする。

3 第1項第2号については、広告のリンク先ホームページも対象とする。

(広告料金)

第7条 広告料金は、ホームページのアクセス件数及び他の広告取引価格の時勢を勘案した価格により別に定める。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第8条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、別に定める。

(広告の掲載期間)

第9条 広告を掲載する期間は、原則1か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、別に定める。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は円山動物園長が別に定める。